

報第 5 号

分限免職処分取消等請求控訴事件に係る訴訟事務の委任について

下記の訴訟に係る事務について、教育委員会（被告）代理人を選任し、訴訟に関する事務を委任する必要が生じたため、教育長に対する権限の委任等に関する規則（昭和31年岐阜県教育委員会規則第15号）第3条の規定に基づき専決処分したので報告し、承認を求める。

また、同訴訟に関する事務について、同規則第1条第2項の規定により、教育長に委任する。

記

1 訴訟の概要

(1) 事件名 平成30年(行コ)第12号 分限免職処分取消等請求控訴事件

※ 平成30年1月24日に言い渡された第1審の判決内容が全部不服であるとして原告が控訴したもの。

<原判決>

- ① 本件訴えのうち岐阜県立国際情報科学芸術アカデミーの廃止の無効確認を求める部分を却下する。
- ② 原告らのその余の請求をいずれも棄却する。

(2) 当事者

原告A 元 岐阜県立国際情報科学芸術アカデミー学科長兼教授

原告B 元 岐阜県立国際情報科学芸術アカデミー教授

※ いずれも職が廃止されたことを理由に岐阜県職員を分限免職となっている。（地方公務員法第28条第1項第4号）

被告 岐阜県 代表者 岐阜県知事、岐阜県教育委員会

(3) 訴訟提起日

平成30年2月6日（訴状到達日 平成30年3月27日）

(4) 控訴の趣旨

- ① 原判決を取消す。
- ② 被告が、岐阜県立国際情報科学芸術アカデミー条例を廃止する条例制定をもってした岐阜県立国際情報科学芸術アカデミーの廃止が無効であることを確認する。
- ③ 岐阜県教育委員会（事務受任者岐阜県商工労働部長）が平成24年

3月31日付けで原告Aに対してした分限免職処分を取り消す。

④ 岐阜県教育委員会（事務受任者岐阜県商工労働部長）が平成24年

3月31日付けで原告Bに対してした分限免職処分を取り消す。

⑤ 訴訟費用は、第1審、第2審とも被控訴人の負担とする。

2 経緯

平成24年3月31日 免職処分（処分理由：岐阜県立国際情報科学芸術アカデミーの廃止）

4月4日 原告Bが人事委員会へ不服申立て

4月11日 原告Aが人事委員会へ不服申立て

10月23日 両事案の審査を併合

平成27年2月12日 人事委員会による裁決（分限免職処分を承認）

8月8日 原告が本件訴訟を提起（9月25日訴状到達）

平成30年1月24日 第1審判決（県勝訴）

2月6日 原告が控訴（3月27日控訴状到達）

3 選任した代理人

岐阜市端詰町55番地 オフィスI・O・P2階

弁護士 毛利 哲朗、弁護士 横井 健

4 委任日

平成30年3月29日

平成30年4月18日提出

岐阜県教育委員会

教育長 安福 正寿

（提案理由）

県及び県の機関が被告となって訴訟遂行（応訴）をする場合においては、専門的知見のある弁護士を訴訟代理人として選任し、訴訟事務を委任することが適当であり、本件訴訟においては、上記2名の代理人を選任し、事務を委任したものである。

また、今後、本件訴訟に関する事務を行う必要が生ずるため、あらかじめ、これらの事務を行う権限を教育長に委任しようとするものである。

<根拠法令>

教育長に対する権限の委任等に関する規則(抄)

(昭和31年12月4日教育委員会規則第15号)

第一条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第百六十二号)第二十六条第一項の規定に基づき、教育委員会は、次に掲げる事項を除き、その権限に属する教育事務を教育長に委任する。

十六 争訟に関する事。

2 教育委員会は、その議決に基づき、前項第十六号に掲げる事務について教育長に委任し、又は教育長をして臨時に代理させることができる。

第三条 教育長は、緊急の場合には、第一条第一項各号に規定する事務を専決することができる。

2 教育長は、前項の規定により処理したときは、次回の教育委員会にこれを報告し、その承認を求めなければならない。